

呉市教育委員会会議録
(平成30年5月1日臨時会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成30年5月1日臨時会

- 1 開催日時 平成30年5月1日(火) 13:30開会
14:20閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
教育部参事補 細本 裕一
教育総務課長 大森 和雄
学校施設課長 福田 伸雄
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 栩田 隆志
教育総務課課長補佐 大窪 敏幹
学校教育課課長補佐 安部 はずみ
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第14号 平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
 - (4) 報告第6号 平成31年度使用教科用図書(小学校)の採択手続について
 - (5) 報告第7号 平成31年度使用教科用図書(小学校)採択のための調査・研究要項
 - (6) 報告第8号 平成31年度使用教科用図書(中学校「特別の教科 道徳」)の採択手続について
 - (7) 報告第9号 平成31年度使用教科用図書(中学校「特別の教科 道徳」)採択のための調査・研究要項
 - (8) 報告第10号 平成31年度使用教科用図書(小・中学校特別支援学級用)の採択手続について
 - (9) 教議第15号 平成31年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針

針について

(10) 報告第11号 平成31年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

(13:30)

教 育 長 それでは、これより臨時会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、船尾委員・香川委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成30年4月27日定例会について報告)

教議第14号 平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第14号「平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、教議第14号「平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

始めに、資料にはございませんが、本年度の教科用図書の採択について3点説明させていただきます。

1点目、今年度は、道徳を除く小学校用教科用図書、平成31年度から中学校「特別の教科 道徳」が実施されることに伴い、中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書、呉高等学校で使用する教科用図書について採択を行います。

2点目、今年度、採択事務を行う道徳を除いた小学校用の教科用図書の採択についてです。小学校については、学習指導要領の改訂により平成31年度にも採択を行うため、平成31年度の1年間だけの使用となります。そして、既に平成26年度の採択で、調査研究を行っている教科用図書の中から採択を行うこととなります。従いまして、呉市では、前回、平成26年度に呉市が作成した「調査・研究報告書」及び「総合所見」を尊重し、これらを基に見本本と照らし合わせ、その記述内容を確認し、必要であれば加筆・修正を行うという方法で採択事務を進めていくことといたします。

そのため、選定委員会及び調査・研究委員会とも回数を減じるなど例年より縮小した教科用図書採択といたします。

3点目は、これから協議していただく基本方針についてです。昨年度、呉市立小・中学校で使用する教科用図書と特別支援学級で使用する教科用図書、それぞれ別に基本方針を作成しておりました。

今年度からは、広島県の基本方針に準じ、呉市立小・中学校で使用する教科用図書と特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針を一本化いたし

ました。

それでは、「1の採択基本方針」の「(1)採択の基本」のアを御覧ください。先程申しましたように、本基本方針は、広島県教育委員会が平成30年4月27日に定めた「平成31年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に準じております。道徳を除く小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」については、(ア)から(オ)の5つの観点に基づいて調査・研究を行います。

続いて、イを御覧ください。特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、(ア)から(エ)の4つの観点に基づいて調査・研究を行います。

「(2)適正かつ公正な採択の確保」を御覧ください。適正かつ公正な採択に向けて、教科用図書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

「(3)開かれた採択の推進」を御覧ください。採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項について公開する資料を準備してまいります。

2ページを御覧ください。「2 方法、組織及び手続」の(1)は、採択方法や、選定委員会、調査・研究委員会について定めたものです。

イの(イ)のeを御覧ください。道徳を除く小学校用教科用図書については、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、冒頭に説明させていただいたように、前回の平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。よって、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用して採択を行います。

なお、(2)にありますとおり、小学校の「特別の教科 道徳」と中学校の「特別の教科 道徳」以外の教科用図書につきましては、原則、平成29年度に採択した教科用図書と同一の教科書を採択することとしております。

(3)は、特別支援学級で使用する教科用図書の採択方法等について定めたものです。

平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、今後、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及びこの基本方針に基づきまして、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第14号「平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 　先程の説明の中で、小学校の教科書の採択は、選定委員会も調査研究委員会も回数を減らし、例年より縮小したやり方をするとありました。教科書採択に関わっては、前回、誤記等が多くあって、その後、より綿密な調査研究を行うために改善策も出されていたと思いますが、いつもより回数を減らして、綿密な調査研究ができるのか心配な気もいたしますが、大丈夫でしょうか。

高 橋 課 長 　教科書の内容は、前回採択の時と大きく変わっておりませんので、先程御説明いたしましたように、平成26年度の調査内容を尊重し、有効に活用しながら、予定された回数の中で、調査・研究を進めていけるものと考えております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

香 川 委 員 確認なのですが、小学校の教科書は、来年1年間だけの使用という説明がありました。来年も教科書採択を行うということでしょうか。

高 橋 課 長 はい、委員のおっしゃられたとおり、来年度は学習指導要領の改訂に伴い、教科書の採択事務が必要となります。教科書の内容も変わる可能性がありますので、来年度は、例年どおりの採択方法になると考えております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

報告第6号 平成31年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第4の報告第6号「平成31年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第6号「平成31年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について」を御説明いたします。7ページをお開きください。

平成31年度使用小学校教科用図書の採択については、先程御説明させていただいたように、例年より縮小した採択となります。

「1 採択の方針」を御覧ください。平成31年度に小学校で使用する「特別の教科 道徳」以外の教科用図書の採択の手続につきましては、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び先程御承認いただいた「平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づいて進めてまいります。

「2 採択の手順」を御覧ください。手順については、8ページの「教科用図書採択の手順」及びこの後に報告させていただく9ページ、10ページにあります「平成31年度使用小学校教科用図書採択のための調査・研究要項」によるものとしております。

8ページを御覧ください。図で示しております①から⑥の手順に従い、調査・研究委員会においての綿密な調査・研究及び選定委員会での審議を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

7ページにお戻りいただき、「3 日程」を御覧ください。5月から8月にかけて、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。そして、8月中に、審議した結果に理由を付して、選定委員会委員長から教育長に報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

なお、先程説明させていただいたように、選定委員会及び調査・研究委員会はどちらも原則2回ずつ実施することとしております。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

以上で説明を終わります。

- 教 育 長 　ただ今、事務局から日程第4の報告第6号「平成31年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- 船 尾 委 員 　資料の7ページに「平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、前回の検定合格図書等の中から採択を行う」とあります。先程、教科書の内容も大きく変わっていないということでしたが、こういった調査をしていくということでしょうか。
- 高 橋 課 長 　委員がおっしゃったとおり、内容は大きく変わりませんが、グラフなどの数値が最新のものに変更されている部分もありますので、そのあたりはしっかり調査するとともに、全ての観点において、前回調査・研究した内容と照らし合わせて十分確認してまいります。
- 教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。
- 佐々木委員 　資料の7ページの下段に、教科用図書の法定展示の期間等が示されていますが、今年度はどこで教科書を閲覧することができますか。
- 高 橋 課 長 　昨年度同様、市役所の一室で展示したいと考えております。詳細が決まり次第、呉市教育委員会のホームページでお知らせする予定でございます。また、委員の皆様にも、御案内いたします。
- 教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。
（なしの声）
- 教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第7号 平成31年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項

- 教 育 長 　次に、日程第5の報告第7号「平成31年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 高 橋 課 長 　それでは、報告第7号「平成31年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項」について御説明いたします。
9ページを御覧ください。
この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定めるものでございます。
「1 調査・研究の観点」を御覧ください。調査・研究の観点につきましては、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとしております。
「2 呉市教科用図書選定委員会」を御覧ください。
「(1) 構成及び運営」につきましては、アにございますように、呉市小学校長会長1名、保護者代表を2名及び学識経験者1名、呉市立小学校教育研究会及び道徳部会に属する教科部会を代表する校長10名を選定委員とし、委員会は原則2回開催いたします。教育委員の皆様には、これまでどおり選定委員会を傍聴していただくことができます。日程等につきましては、別途御案内いたします。
「(2) 任務」につきましては、イにございますように、選定委員会は、調査・

研究委員会に調査・研究を依頼し、調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告いたします。

1枚めくっていただいて、10ページ「3 調査・研究委員会」を御覧ください。

「(1) 構成及び運営」につきましては、アの(ア)、(イ)、(ウ)に示している者を含む8名以内を調査・研究委員とし、委員会は原則2回開催いたします。

「(2) 任務」につきましては、調査・研究委員会は、選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成いたします。

「4 報告書及び総合所見の様式」については、今後、別に定める予定でございます。

以上で説明を終わります。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第5の報告第7号「平成31年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　9ページの「(2) 任務」のイに「今年度採択する教科用図書について」とありますが、小学校では今年度、全ての教科用図書を採択するのではないのですか。

高 橋 課 長 　本年度は、昨年度採択を行った「特別の教科 道徳」以外の教科について採択を行いますので、「全ての教科用図書」という表現ではなく、「今年度採択する教科用図書」という表記にしたものでございます。

教 育 長 　ほかに御発言はありますか。

香 川 委 員 　選定委員会について、「特別の教科 道徳」の採択は行わないのに、道徳部会を代表する校長先生が選定委員になられるのでしょうか。

高 橋 課 長 　これまでの「道徳」が「特別の教科 道徳」になったことに伴い、前年度から教科書が発行されている教科の1つとして、選定委員会委員に道徳部会の代表校長も加えております。

教 育 長 　ほかに御発言はありますか。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第8号 平成31年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）の採択手続について
--

教 育 長 　次に、日程第6の報告第8号「平成31年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　それでは、報告第8号「平成31年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）の採択手続について」を御説明いたします。

11ページをお開きください。

中学校「特別の教科 道徳」の採択につきましては、平成27年3月の学校教育法施行規則の改正を受け、学習指導要領の一部改正が告示されたことに伴い、中学校において「特別の教科 道徳」が平成31年度から全面実施されるため、行う

ものでございます。

「1 採択の方針」を御覧ください。

中学校の「特別の教科 道徳」で使用する教科用図書の採択の手続につきましては、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づいて進めてまいります。

「2 採択の手順」を御覧ください。手順については、12ページの「教科用図書採択の手順」及びこの後に報告させていただく13ページ、14ページにあります「平成31年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項」によるものとしています。

12ページを御覧ください。

図で示しております①から⑥の順に従い、調査・研究委員会における綿密な調査・研究及び選定委員会での審議を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

11ページにお戻りいただき、「3 日程」を御覧ください。

5月から8月にかけて、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。

そして、8月中に、審議した結果に理由を付して、選定委員会委員長から教育長に報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

なお、平成31年度に中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択につきましては、選定委員会、調査・研究委員会とも原則3回ずつ実施いたします。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

以上で説明を終わります。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の報告第8号「平成31年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 本年度採択する中学校道徳の教科書は、例年どおりの採択方法であるとのことですが、採択した教科書を4年間使用するのでしょうか。

高橋課長 学習指導要領改訂にともない、平成32年度に採択事務を行いますので、中学校「特別の教科 道徳」の教科書につきましては2年間の使用となります。

佐々木委員 わかりました。今回、中学校道徳の教科書採択は初めてということですので、先程も説明があったように、調査・研究委員会等も3回ずつとって、例年どおりの採択事務を行うということですね。

高橋課長 はい、そのとおりでございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第9号 平成31年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項

教 育 長 次に、日程第7の報告第9号「平成31年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第9号「平成31年度使用教科用図書(中学校「特別の教科 道徳」採択のための調査・研究要項)について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定めるものでございます。

「1 調査・研究の観点」を御覧ください。調査・研究の観点につきましては、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとしております。

「2 呉市教科用図書選定委員会」を御覧ください。

「(1) 構成及び運営」につきましては、アにございますように、呉市立中学校校長会1名、保護者代表を2名及び学識経験者1名、呉市立中学校教育研究会に属する教科部会及び道徳部会を代表する校長11名を委員として、原則3回開催いたします。教育委員の皆様には、これまでどおり選定委員会を傍聴していただくことができます。日程等につきましては、別途御案内いたします。

「(2) 任務」につきましては、先程の小学校用教科用図書と同様でございます。

1枚めくっていただいて、14ページ「3 調査・研究委員会」を御覧ください。

「(1) 構成及び運営」につきましては、アの(ア)、(イ)、(ウ)に示している者を含む8名以内とし、原則3回開催いたします。

「(2) 任務」につきましては、先程の小学校用教科用図書と同様でございます。

「4 報告書及び総合所見の様式」については、今後、別に定める予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第7の報告第9号「平成31年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 基本方針は、広島県の基本方針に沿ったものとなっていました。調査・研究要項も広島県のものがあるのでしょうか。

高 橋 課 長 調査・研究要項については、広島県のものはありません。呉市が綿密な調査・研究を行い、適正かつ公正な採択をするために定めているものでございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

佐々木委員 選定委員会の構成についてですが、9ページの小学校の採択は10名の代表校長になっておりますが、中学校は11名の代表校長になっております。どうして人数が違うのでしょうか。

高 橋 課 長 人数の違いについては、教科書採択を行う教科の種類や数が違うからでございます。

小学校の教科書採択は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭科、体育、道徳の10名の代表校長となります。

中学校の教科書採択は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、技術、家庭科、体育、英語、道徳の11名の代表校長となります。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第10号 平成31年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第8の報告第10号「平成31年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 それでは、報告第10号「平成31年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を御説明いたします。

資料の15ページを御覧ください。

小・中学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」の中から採択することとなっているため、特別支援学級用の教科用図書の採択は毎年度実施することとなっております。

まず、「1 採択の方針」についてでございますが、これは「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「平成31年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」によることとしております。

「2 採択の手順」につきましては、16ページに概要を図示してございます。

特別支援学級で使用する教科用図書の選定につきましては、他の小・中学校の教科用図書の選定方法と違って、各学校が教科書選定会議を設置して、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を選定することとしております。

採択の手順は、各小・中学校が教科書選定会議で教科用図書を選定し、選定理由書を教育委員会へ提出します。

その後、提出された選定理由書を教育委員会事務局において検討します。

次に、資料15ページの「3 日程」を御覧ください。

本日の教育委員会議において、採択の手続について報告した後、特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知いたします。

その後、選定作業を進めてまいりまして、教育委員会議において、採択の決定をお諮りいただくという流れになっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の報告第10号「平成31年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

香 川 委 員 「教科用図書採択の手順」の③にある「呉市教育委員会事務局において提出さ

れた選定理由書を検討し」とありますが、どのようなことを検討するのでしょうか。

棚田 課長 選定理由書に記入された教育課程が児童生徒の実情に合っているか、その教育課程に適切な教科書が選定されているかを検討します。選定理由が不十分な場合には、選定理由書の再提出を依頼する場合があります。

香川 委員 再提出を依頼する場合とは、具体的にはどのような場合でしょうか。

棚田 課長 教育課程が各児童生徒の実態に合っていない場合などの時です。また、最もよくあるのが、教育課程に適切な教科書が選ばれているかどうかで、不十分な場合には再提出となります。

教育 長 ほかに御発言はありませんか。

船尾 委員 傍聴したことがないのですが、各小・中学校の教科書選定会議ではどのようなことをするのででしょうか。

棚田 課長 教科書選定会議では、特別支援学級に在籍する一人一人の児童生徒について、その実態に応じた教科書を教科ごとに「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」の3種類の中から選定いたします。

教育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第15号 平成31年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教育 長 次に、日程第9の教議第15号「平成31年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高橋 課長 それでは、教議第15号「平成31年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を御説明いたします。

17ページを御覧ください。

この基本方針は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」に基づいて、呉高等学校で使用する教科用図書の採択について定めるものです。

「1 採択基本方針」を御覧ください。

「(1) 採択の基本」にありますように、教科用図書は、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、関係法令に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された目標や内容等に則り、呉高等学校の生徒に最も適切な教科用図書を採択するものです。

その際、呉高等学校が選定を行い報告された教科用図書について、適正と認められたものを、教育委員会会議で採択することとなっております。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」及び「(3) 開かれた採択の推進」につきましては、「小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」と同様でございます。

「2 選定上の留意事項」を御覧ください。

呉高等学校において選定する際に、選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定すること、学校の実態や教育目標等を考慮し、教育課程に最も適した教科用図書を選定すること、保護者の経済的負担に配慮することに留意してまいります。

本年度の採択についても、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の教議第15号「平成31年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 昨年度の基本方針から変更した点はありますか。

高 橋 課 長 変更点は、日付以外はありません。4月27日に広島県教育委員会から示された県の基本方針も、昨年度と変更点がありませんでした。呉市では県に準じる形で実施を考えおり、県の方針に変更がないため、呉市の基本方針も変更しておりません。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

佐々木委員 確認ですが、呉高等学校の教科用図書の選定や調査・研究は呉高等学校が行うのでしょうか。

高 橋 課 長 はい、委員のおっしゃられたとおり、呉高等学校で選定委員や調査・研究委員を設置し、選定作業等を行います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

報告第11号 平成31年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第10の報告第11号「平成31年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第11号「平成31年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御説明いたします。

21ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に記載されている教科書から採択しなければならないため、毎年度実施することとなっております。

「1 採択の方針」を御覧ください。

採択は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び先程ご承認いただいた「平成31年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づいて行います。

「2 採択の手順」を御覧ください。

採択は、22ページの「教科用図書採択の手順」の図で示しております①から⑥の手順に従い行います。

選定委員会及び調査・研究委員会の構成等については、23ページでございます「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」の「2 選定委員会」「3 調査・研究委員会」で示してありますように選定委員を呉高等学校の校長、教頭、地域代表、学識経験者等、調査・研究委員を呉高等学校の教員とし、それぞれの委員会を構成することとしております。

21ページにお戻りいただき、「3 日程」を御覧ください。

5月から8月にかけて、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。

そして、審議した結果に理由を付して、選定委員会委員長である呉高等学校長から教育長に報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

以上で説明を終わります。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第10の報告第11号「平成31年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 高等学校では、小中学校よりも教科用図書の数が多いのではないかと思いますので、調査・研究を行う教科書の数はどのくらいになるのですか。

高 橋 課 長 教科によって違いますが、例えば、国語は119冊、数学は132冊です。

船 尾 委 員 それでは、教科によって調査・研究委員会の回数も違ってくるといいますか。

高 橋 課 長 委員がおっしゃるとおりで、教科によって必要な委員会の回数が違ってまいります。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

香 川 委 員 教科用図書の展示場所は、小中学校と同じなのでしょうか。

高 橋 課 長 同じ場所を予定しております。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

船 尾 委 員 小・中学校には保護者代表とありますが、23ページの選定委員の中には地域代表とあります。これはどのような立場の方がなるのでしょうか。

高 橋 課 長 これまでで言いますと、学校関係者評価委員会のメンバーやPTA会長、学校評議員をお願いすることとなります。

船 尾 委 員 該当する高等学校に普段から関わりのある方ということですね。

高 橋 課 長 はい、そのとおりです。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

以上で臨時会を閉会します。

(14:20)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 香 川 治 子)

(平成30年5月1日臨時会)